

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 開 会

平成 2 9 年 3 月 1 6 日 閉 会

平 成 2 9 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 29 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 9 号

平成 29 年第 1 回小豆島町定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 2 月 21 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 期 日 平成 29 年 2 月 27 日 (月)
- 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 28 年 2 月 27 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 28 年 3 月 16 日 (木曜日) 午後 3 時 39 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	2月27日	2月28日	3月9日	3月16日
1	大 川 新 也	○	○	○	○
2	坂 口 直 人	○	○	○	○
3	中 松 和 彦	○	○	○	○
4	松 下 智	○	○	○	○
5	谷 康 男	○	○	○	○
6	柴 田 初 子	○	○	○	○
7	藤 本 傳 夫	○	○	○	○
8	森 崇	○	○	○	○
9	安 井 信 之	○	○	○	○
10	秋 長 正 幸	○	○	○	○
11	鍋 谷 真 由 美	○	○	○	○
12	中 村 勝 利	○	○	○	○
13	浜 口 勇	○	○	○	○
14	森 口 久 士	○	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○	○	○
副 町 長	松 本 篤	○	○	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○	○	○
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○	○	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○	○	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○	○	○	○
健 康 福 祉 部 長	濱 田 茂	○	○	○	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○	○	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○	○	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○	○	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○	○	○	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○	○	○	○
商 工 観 光 課 長	久 利 佳 秀	○	○	○	○
会 計 管 理 者	山 本 真 也	○	○	○	○
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○	○	○	○
議 会 事 務 局 長	谷 部 達 海	○	○	○	○
社 会 教 育 課 長	松 田 知 巳	○	○	○	○
オ リ ー ブ 課 長	清 水 一 彦	○	○	○	○
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀	○	○	○	○
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志	○	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	堀 内 宏 美	○	○	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○	○	○
子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○	○	○
介護サービス課兼老健事務長	川 崎 智 文	○	○	○	○
住 民 課 長	細 井 隆 昭	○	○	○	○
病院再編推進室長	森 一 生	○	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 谷 部 達 海

議事日程

別 紙 の と お り

平成29年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年2月27日（月）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 町長施政方針
- 第5 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第6 議案第2号 小豆島町高校生海外留学支援基金条例について（町長提出）
- 第7 議案第3号 小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について（町長提出）
- 第8 議案第4号 小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について（町長提出）
- 第9 議案第5号 小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例について（町長提出）
- 第10 議案第6号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第11 議案第7号 小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第12 議案第8号 小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第13 議案第9号 小豆島町税条例等の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第14 議案第10号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第15 議案第11号 小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第16 議案第12号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について（町長提出）
- 第17 議案第13号 平成29年度小豆島町一般会計予算（町長提出）
- 第18 議案第14号 平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算（町長提出）

- 第19 議案第15号 平成29年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 (町長提出)
- 第20 議案第16号 平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第21 議案第17号 平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)
- 第22 議案第18号 平成29年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)
- 第23 議案第19号 平成29年度小豆島町水道事業会計予算 (町長提出)
- 第24 議案第20号 平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算 (町長提出)

平成29年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年2月28日（火）午前9時30分開議

- 第1 「議案第1号. 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から「議案第20号. 平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

平成29年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年3月9日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問 10名

平成29年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年3月16日（木）午後1時00分開議

- 第1 議案第3号、議案第5号、議案第13号及び議案第19号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第2号、議案第4号、議案第13号～18号及び議案第20号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第2号～5号及び議案第13号～20号に対する討論及び採決
- 第4 議案第21号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第5 議案第22号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第6 議案第23号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第7 議案第24号 内海病院跡地利用改修工事（福祉施設）に係る工事請負契約の変更について
(町長提出)
- 第8 議案第25号 内海病院跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更について
(町長提出)
- 第9 議案第26号 内海病院跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更について
(町長提出)
- 第10 議案第27号 内海病院跡地利用改修工事（庁舎）に係る工事請負契約の変更について
(町長提出)
- 第11 議案第28号 平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）
(町長提出)
- 第12 議案第29号 平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
(町長提出)
- 第13 議案第30号 平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
(町長提出)
- 第14 議案第31号 平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
(町長提出)
- 第15 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(議員提出)

第16 発議第2号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出について
(議員提出)

第17 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)

第18 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

平成29年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように平成29年度における当初予算、条例の制定や一部改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月21日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、今期定例会の開会に当たり、町長から議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた8件の当初予算のほか、人事案件1件、条例案件10件、その他案件1件を本日ご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の平成29年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月7日以降2月20日までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書2件及び総務建設常任委員会、教育民生常任委員会の視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、11番鍋谷真由美議員、12番中村勝利議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と明日28日、3月9日及び16日とし、会期は本日から3月16日までの18日間にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月16日までの18日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 所管事務調査報告について

○議長（森口久士君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

教育民生常任委員会から報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 平成29年2月27日。小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。これからの学校のあり方について。

2. 調査の経過。平成28年12月27日に委員会を開催し、町長、副町長、教育長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

(1)内海保育所の耐震診断について早急にされたい。

(2)教育大綱において、PTAの位置づけを適切にされたい。

(3)小豆島高校の跡地を早急に県と協議するとともに、課題である周辺の交通安全対策を

検討願いたい。以上をつけ、これからの学校のあり方について、本委員会として賛同する。  
以上、意見を出しました。

続きまして、調査案件。奨学金制度の見直しについて。

2. 調査の経過。平成 28 年 12 月 27 日及び平成 29 年 2 月 20 日に委員会を開催し、町長、副町長、教育長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。奨学金の見直しについて、次の懸案事項を付して執行部提案に賛同した。

(1)雇用主に町施策の奨学金制度の目的、意義を説明し、行政、雇用主がともに島の雇用を図るよう対処願いたい。

(2)貸付申し込みの期限後においても、申し込みが可能であることを周知願いたい。以上、意見を出しました。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第 4 町長施政方針

○議長（森口久士君） 次、日程第 4、町長施政方針を議題とします。

町長から平成 29 年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（塩田幸雄君） 平成 29 年の第 1 回小豆島町議会定例会の開催に当たり、平成 29 年度予算案と上程議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する私の考えを述べ、議員各位と町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

〔以下別紙のとおり省略〕

○議長（森口久士君） ただいま町長から平成 29 年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は 3 月 9 日の一般質問の中でお願いします。

暫時休憩します。再開は 10 時 30 分とします。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 30 分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第 5 議案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 6 議案第 2 号 小豆島町高校生海外留学支援基金条例について
- 日程第 7 議案第 3 号 小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 10 議案第 6 号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 7 号 小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 8 号 小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 9 号 小豆島町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 10 号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 11 号 小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 12 号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 29 年度小豆島町一般会計予算
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 29 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 29 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 29 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 29 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 29 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 29 年度小豆島町水道事業会計予算
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 29 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算

○議長（森口久士君） この際、日程の順序を変更し、日程第 5、議案第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第 24、議案第 20 号平成 29 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までを一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第5、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第24、議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までを一括上程とし、順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第5、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち岡秀安氏が平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人格、見識高く、人権擁護に深い理解を有しておられます八木さゆみ氏を推薦いたしたく、議会に意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 議案第1号、上程議案集1、2ページになります。

人権擁護委員の推薦について説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて、法務大臣に推薦することとなっております。

現人権擁護委員の岡氏につきましては、平成29年3月31日で1期3年務められた任期が満了となり、今期をもって退任となります。退任の理由につきましては、体調の不良等ではございませんが、残念ながらどうしても再任は辞退したいとの本人の意向でありました。

そこで、後任の方につきましては、八木さゆみ氏が人格、見識とも高く、人権問題にも非常に熱意を持っておられるので、人権擁護委員として推薦するものでございます。

八木氏の略歴につきましては、議案2ページに記載してありますが、簡単にご紹介を申し上げますと、昭和28年8月19日生まれの63歳で、昭和53年4月に安田小学校教諭を初めとし、平成26年3月に池田小学校校長として退職されるまで、子供の教育一筋に歩んでこられた人権、識見とも高い方であります。また、教育関係だけでなく、地域の方からの信頼も厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員候補として地元総代からも推薦をいただいております。

なお、現在の人権擁護委員につきましては、議案集の同ページに記載しておりますので、省略させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第6、議案第2号小豆島町高校生海外留学支援基金条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第2号小豆島町高校生海外留学支援基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、高校生の海外留学支援に活用してほしいとの意向で町へ寄付金が寄付されたことに伴い、高校生海外留学支援基金を設置するものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 議案第2号小豆島町高校生海外留学支援基金条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の3ページをお願いいたします。

小豆島町高校生海外留学支援基金条例は、提案理由にございますように、高校生の海外留学支援関係事業に活用してほしいと町に対して1千万円の寄付があったことに伴い、寄付者の意向を踏まえ、高校生海外留学支援基金を新たに設置するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条は設置規定で、町内に住所を有する高校生の海外留学を支援するため、小豆島町高校生海外留学支援基金を設置するとしております。以下は他の基金条例と同様で、第2条が積み立てについての規定、第3条が管理規定、第4条が運用益金の処理についての規定、第5条が処分規定、第6条が委任規定となっております。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行するとしております。

なお、この基金を活用した補助金の交付につきましては、教育委員会告示で小豆島町高校生海外留学支援補助金交付要綱を定めることにしております。以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第7、議案第3号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第3号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条



例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第3号につきまして説明をいたします。

上程議案集の4ページをお願いいたします。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆるマイナンバー法は、住民票を有する全ての方に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的な情報管理し、複数の機関に存在する同一人物の情報を活用しようとするものです。

期待される効果といたしましては、まず所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止することにより、公平公正な社会の実現が上げられます。

次に、添付書類の削減など、住民の方の行政手続が簡素化されます。また、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

このような効果を目的とした制度は、平成27年10月に12桁の番号が全国民に通知され、平成28年1月からは社会保障、税、災害対策などの国の事務での利用が始まりました。地方公共団体でもこれらの事務でのマイナンバー利用はできますが、そのためには条例でその事務について定める必要があります。今回の新規条例はこれに当たります。

第1条は条例の趣旨です。法第9条第2項では、個人番号を利用できる範囲を定められておまして、マイナンバー法別表第1に掲げられていない事務について条例を制定することにより、地方公共団体が個人番号を独自に利用することが認められております。

また、法第19条第10号では、同一地方公共団体内の他の機関相互で例えば町長部局と教育委員会の間において特定個人情報を提供する場合について、条例で定めることにより提供を可能としていることから、あわせて本条例で定めることといたしております。

第2条は用語の定義を規定しております。第3条は町の責務について定めております。

第4条第1項は、法第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲について定めておりまし

て、別表第1、第2及び別表第2の第2欄に掲げる事務が該当いたします。

第2項は、役場内の複数事務での情報連携について規定しております。例を申し上げますと、条例別表第2の1、健康づくり福祉課が行う子供医療費助成に関する事務を行う際に、住民課が保有する住民票関係情報であるとか、税務課が保有する地方税関係情報を利用、受け渡しをする場合が上げられます。

第3項は、マイナンバー法による法定利用事務において、町内連携を行うことを規定しております。

第4項は、特定個人情報の利用によって、添付書類が不要である旨の規定がされております。

第5条は、法第19条第10号に基づく町長部局と教育委員会との間の特定個人情報の提供について定めております。別表第3をご覧くださいますと、奨学資金貸付条例に関する事務が該当をいたします。

もとに戻っていただきまして、第6条は、規則への委任について定めております。

個人番号の独自利用の対象となる事務については、条例施行規則におきまして、事務の内容及び事務の処理に必要な特定個人情報について詳細に規定をしております。平成29年7月から、情報提供ネットワークシステムを利用した地方公共団体間での情報連携が始まります。

施行期日は、マイナンバー法附則第1条第5号の施行日にあわせまして、平成29年5月30日といたしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第8、議案第4号小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第4号小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海病院跡地に新たに特別養護老人ホームを設置するに当たり、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当事務長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（岡本達志君） 議案第4号小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。

上程議案集 10 ページをお願いします。

本条例は、介護老人福祉施設の設置に伴い、小豆島町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例及びそれに関連する条例を一部改正しようとするものです。

第 1 条は、小豆島町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正です。既存の介護老人保健施設に加え、新たに介護老人福祉施設を設置することから、これら 2 つの事業を合わせた名称を小豆島町介護保険施設事業とし、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明します。

まず、題名ですが、改正前の介護老人保健施設事業の設置等から介護保険施設事業の設置及び管理に改正します。

第 1 条は、事業の設置に関する規定で、見出しを介護老人保健施設事業から介護保険施設事業に改正し、改正前の条文 4 行目の小豆島町介護老人保健施設事業（以下「介護老人保健施設事業」という。）を介護老人保健施設事業及び介護老人福祉施設事業（以下「介護保険施設事業」という。）に改正するとともに、第 2 項で事業の名称を介護老人保健施設事業から介護保険施設事業に改正し、下の表に特別養護老人ホームうちのみ及び小豆島町片城甲 44 番地 95 を加えるものです。

続きまして、第 2 条及び 11 ページの第 5 条から 12 ページの第 7 条までは、事業の名称を介護老人保健施設事業から介護保険施設事業に改正するものです。

11 ページに戻ります。

第 3 条は、事業の名称を介護老人保健施設事業から介護保険施設事業に改正するとともに、第 2 項で利用者の定員を介護老人保健施設入所・短期入所 28 人、介護老人保健施設通所 25 人、介護老人福祉施設入所 60 人、介護老人福祉施設短期入所 4 人に改正するものです。

続きまして、第 4 条は、重要な資産の取得及び処分に関する規定で、対象となる事業を介護老人保健施設から介護保険施設に改正するものです。

次のページ、12 ページをお願いします。

第 8 条は、運営審議会の設置に関する規定で、施設の名称を介護老人保健施設から介護保険施設に改正するとともに、審議会の名称を小豆島町介護老人保健施設運営審議会から小豆島町介護保険施設運営審議会に改正するものです。

第 11 条は、字句の修正で、厚生労働省告示に基づき、特定居宅サービス事業者を特定介護予防サービス事業者に改正するものです。

第 1 条については以上です。

続きまして、第2条は、小豆島町介護老人保健施設整備基金条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、設置の目的を介護老人保健施設の施設及び機械器具の整備資金とするから介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の健全な運営に資するに改正するとともに、基金の名称を介護老人保健施設整備から介護保険施設事業に改正するものです。

続きまして、第3条は、小豆島町介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、事業の名称を介護老人保健施設事業から介護保険施設事業に改正するものです。

次のページ、14ページをお願いします。

第4条は、小豆島町特別会計条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、特別会計の名称を介護老人保健施設事業会計から介護老人保健施設事業と介護老人福祉事業を合わせた介護保険施設事業会計に改正するものです。

続きまして、第5条は、小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、第7条及び第8条中の老人保健施設を介護保険施設に改正するものです。

続きまして、第6条は、小豆島町職員定数条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、第2条第1号イ中の介護老人保健施設等を介護保険施設に改正するものです。

最後に、附則について説明します。

16ページをお願いします。

第1項は、施行期日に関する規定です。この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。ただし、第1条中第3条の改正規定については、平成29年6月1日から施行します。

第2項は、小豆島町特別会計条例の一部改正に伴う経過措置に関する規定です。この条例による改正前の介護老人保健施設事業会計の平成28年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例によることとしております。

第3項は、第1条についての検討に関する規定です。町は、必要に応じこの条例の施行の状況について検討を加え、島内の医療福祉環境の変化を勘案の上、その結果に基づいて適切な措置を講ずることとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第9、議案第5号小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第5号小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合するに伴い、関係する条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第5号小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明をいたします。

上程議案集17ページをお開きください。

小豆島町簡易水道事業は、現在、5地区6浄水場で運営しており、その経営状況は脆弱であるため、経営基盤の強化を目的に簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することから、簡易水道事業に関連し継続して行うものについては、上水道事業で継続して実施し、統合に伴い不要となるものについては、廃止を行う条例の整備を行うものです。

17ページから、条例新旧対照表で改正点につきまして説明いたします。

第1条、小豆島町特別会計条例の一部改正でございます。簡易水道事業がなくなるため、7号簡易水道事業特別会計簡易水道事業を削除します。

次に、第2条、小豆島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

17ページ下から18ページをご覧ください。

平成26年4月1日から一般社団法人福田水道組合が運営する福田浜簡易水道を小豆島町福田簡易水道に編入したことに伴いまして、計画地であります給水人口及び1日最大給水量の改正を行うものでございます。

次に、第3条、小豆島町水道事業給水条例の一部改正でございます。上水道の水道料金に中山地区、当浜地区、福田地区、吉田地区における現在の給水料金を加えるものです。また、橘地区と岩谷地区は、上水を送ることから、現行の上水道料金に変更いたします。

別表第1の1は現行の上水道料金でございます。改正前の橘地区に属する給水区域の料金表は、先ほどの説明のとおり上水道料金となることから削除となります。

19ページに別表第1の2に中山地区及び当浜地区の水道料金、20ページに別表第1の

3に福田地区の水道料金、21ページに別表第1の4に吉田地区の水道料金を示しております。21ページ、別表第2がメーター使用料、別表第3、1号が検査手数料、22ページ、別表第3、2号が給水開始手数料、別表第4が加入分担金となっております。

次に、第4条、小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正でございます。

布設監督者の資格基準です。第3条第2項を削除いたします。第4条第1号、第2号、第4号は項ずれによるものです。24ページ、第2項は削除いたします。

次に、第5条、小豆島町簡易水道事業財政調整基金条例及び小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例は廃止いたします。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行し、平成29年5月請求分の水道料金から適用することとしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第6号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第6号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、奨学資金貸付制度の見直しに伴い、貸し付けの資格等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 議案第6号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の26ページをお願いいたします。

小豆島町奨学資金条例の一部を改正する条例につきましては、奨学資金貸付制度と修学資金貸付制度の見直しに伴い、貸し付けの資格等について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

第3条、貸し付けの資格ですが、第1号について下線を引いております。または町内の高等学校を卒業し、成績優秀その他の規則で定める者のうち当該高等学校長の推薦がある者を削除いたします。これは、今年4月に小豆島中央高校が開校することから、町内の高

等学校を卒業した者を対象者から除外して、小豆島町に居住する者または中学校もしくは高等学校卒業時まで小豆島町に居住していた者に限定するものでございます。

次に、返還の免除の第 16 条ですが、第 3 号で 8 年目を 5 年目に改正するとともに、ただしその者の在学する学校の正規の最短修業年限が 4 年を超えるときは、貸し付けを受けた期間の 2 倍に相当する期間に達したときとするを削除いたします。

27 ページをお願いいたします。

附則として施行期日ですが、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしております。また、経過措置として、この条例の施行日の前日までに貸し付けの決定を受けた資金については、なお従前の例による。

ただし、改正の小豆島町奨学資金貸付条例第 16 条第 1 項第 3 号中 5 年とあるのは、平成 27 年度に貸し付けの決定を受けた資金については 7 年目、28 年度に貸し付けの決定を受けた資金については 6 年目と読みかえるものとするをいたしております。

これについては、平成 29 年度貸付者が 4 年間大学に進学したとして、平成 32 年度に大学を卒業いたします。その後、小豆島町に帰ってきて 5 年間で免除になるのが平成 37 年度になります。また、逆に平成 28 年度貸付者の場合、同じようなケースとして 8 年間で免除した場合は、免除となるのが平成 39 年度となることから、平成 29 年度貸付者より 2 年後まで免除に要する期間が長くなります。これを回避するために、平成 27 年度と 28 年度の貸付者に対して、平成 29 年度貸付者と同じ年度に免除要件を満たすように緩和措置を設けるものでございます。以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 11、議案第 7 号小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 7 号小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、修学資金貸付制度の見直しに伴い、貸し付けの資格等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第 7 号小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の 28、29 ページをお開き願います。

今回の改正は、健康づくり福祉課が所管しております保健・医療・福祉関係職修学資金貸付制度及び学校教育課が所管しております奨学資金貸付制度をより申込者にわかりやすく充実した貸付制度とするための見直しを行うことにより、両制度の統一性を図るとともに、今後の地域包括ケアを担う口腔衛生分野も含めたより優秀な人材の確保を図るため、所要の改正を行うものでございます。

詳細を新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、目的の条文第 1 条及び第 2 条につきましては、これまでの貸付対象職種 17 職種に加え、今後の地域包括ケアの充実及び地域包括ケアを担う人材の確保を図る観点から、口腔衛生に関する 3 職種であります歯科医師、歯科技工士及び歯科衛生士を追加するため、第 1 条につきましては 3 職種それぞれに関します歯科医師法等の根拠法令を追加し、第 2 条につきましては、第 1 条で追加されました根拠法令によります歯科医師、歯科技工士及び歯科衛生士を対象職種に追加するものでございます。

次に、貸付額の第 3 条及び第 4 条につきましては、小豆島町の将来を担うより優秀な人材を確保するという観点から、これまでの貸付対象者に対する月額 5 万円の貸し付けに加え、第 3 条第 2 項におきまして、新たに成績優秀かつ向学心旺盛で家庭の経済的理由により修学が困難な者に対し、通常の修学資金に加え、特別修学資金を無利子で貸し付けることとし、第 4 条におきまして、それぞれの貸付額を通常の修学資金は月額 5 万円、特別修学資金につきましては月額 3 万円と規定するものでございます。

次の貸し付けの申し込み、第 5 条につきましては、貸し付けの申込期限を学校教育課所管の奨学資金貸付制度と統一し、4 月末日までとするものでございます。

次のページ、第 7 条及び第 8 条でございます。

第 7 条及び第 8 条につきましても、学校教育課所管の奨学資金貸付制度との統一を図るため、第 7 条におきましては、修学生選考委員会の設置を規定し、第 8 条におきましては、選考委員会に諮り修学生を決定し、本人に通知することとしているものでございます。

また、次の第 9 条の貸付期間につきましても、これまでは 1 年ごとの申請及び 1 年ごとの貸付期間だったものを第 9 条第 2 項におきまして、学校教育課所管の奨学資金貸付制度と同様の貸付期間になります。貸し付けを開始する月から在学する学校の正規の最短修業年限までとするものでございます。

次に、第 12 条でございます。

第 12 条につきましては、貸付金の返還についての規定でございますが、こちらも学校



教育課所管の奨学資金貸付制度との統一を図るため、第 12 条第 1 項におきまして、返還開始までの据置期間をこれまでの 1 年 6 カ月から 1 年へ改正しております。

また、同条第 2 項におきましては、今回、新たに設けました特別修学資金の返還について規定しており、特別修学資金の返還につきましては、同条第 1 項に規定しております通常の修学資金の返還期間が経過する月の翌月から、特別修学資金の貸し付けを受けた期間と同等の期間内に返還することとしているものでございます。

なお、右半分側の改正前の同条第 2 項及び第 3 項につきましては、これまで返還に当たり提出を求めておりました返還明細書につきましては、学校教育課所管の奨学資金貸付制度と同様に借用証書を返還明細書も兼ねる様式に改正することによりまして、返還明細書の提出は求めないこととするため、削除するものでございます。

次に、左半分側の改正後の同条第 3 項及び第 4 項につきましても、学校教育課所管の奨学資金貸付制度との統一を図るために、第 3 項におきまして、貸付金返還の月賦または年賦の均等払いによる返還方法及び繰り上げ返還が可能である旨を規定し、第 4 項におきましては、貸し付けを解除された場合の返還開始時期につきまして、解除事由が生じた月の翌月から規定の期間内に返還しなければならない旨への改正となっております。

次に、第 15 条の延滞金についてでございます。

延滞金につきましても、学校教育課所管の奨学資金貸付制度との統一を図るために、第 1 項中の取り扱いを改正前の修学資金の返還すべき日までにこれを返還しなかったときから、改正後の修学資金等の返還を怠ったときに改正するとともに、同じ第 1 項中最後の改正前の延滞利子を支払わなければならないを改正後の延滞金を徴することができるに改正するものでございます。

その他の改正部分につきましては、今回の一部改正によりまして、歯科医師等対象職種が増えることによります文言の追加、修学資金がこれまでの 1 種類から修学資金及び特別修学資金の 2 種類になることによります修学資金等という表現への改正、また貸付額が修学資金と特別修学資金の 2 種類になったこと及び新たに選考委員会の設置規定を追加したことなどによります条ずれに伴います条番号の改正等となっております。

なお、条文の後についております各様式につきましても、今回の改正内容に合わせた形での関係条及び修学資金の種類等の改正、また学校教育課所管の奨学資金貸付制度との統一を図るために各様式に必要な添付書類を同じにするなど、該当箇所につきまして改正を行うこととしているものでございます。

最後に 40 ページになりますが、附則といたしまして、施行期日を平成 29 年 4 月 1 日か

ら施行することとし、経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前日までに貸し付けの決定を受けた資金については、なお従前の例によるものがございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第8号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第8号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、性同一性障害等に配慮し、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書から男女の別の表記を削除しようとするものがございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） 議案第8号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

上程議案集41ページをお願いします。

この印鑑登録証明制度の事務につきましては、地方自治法に定めております市町村の自治事務に該当するものでありまして、総務省が示している事務処理要領に基づいて、各市町村の条例で定められているものがございます。

今回の一部改正につきましては、この事務処理要領によって記載することとされている男女の別について、昨年12月に総務省より性同一性障害や性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に記載されている男女の別をなくしても差し支えないとの技術的助言が示されたため、小豆島町印鑑条例に明記されている印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明の記載事項から男女の別を削除するものがございます。

改正部分につきましては、新旧対照表の印鑑登録原票第7条の第5号男女の別と印鑑登録の証明第3条、42ページになりますが、第3号男女の別を削除いたします。

なお、附則として、施行日は平成29年5月1日としておりますが、これは29年度にシステム改修を実施いたしますことから、改修期間を考慮して5月1日としているものがございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第13、議案第9号小豆島町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第9号小豆島町税条例等の一部を改正する条例について提案

理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第9号小豆島町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

上程議案集の43ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、ご存じのとおり昨年の臨時国会におきまして、消費税の税率改正する時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日、2年半延期になりました。それを受けまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が昨年11月28日に法律第85号として公布されたことに伴い、地方税法の改正を受け、本町の税条例と昨年4月に専決いたしましてご承認いただきました一部改正条例に所要の改正を行い、またあわせて固定資産税償却資産の定義の明確化を図るための条文の追加を行っております。

税条例の本文では2点、税条例附則で1点、一部改正条例に一部改正条例としての計4点の項目について改正しております。個々の項目につきましては、新旧対照表に説明させていただきます。

まず、第1点が43ページの法人町民税の法人税割額の税率の改正です。

第34条の4の改正にて、現行の100分の9.7の税率を100分の6に3.7%の軽減を行います。消費税の改正にあわせて、平成31年10月1日以降に始まる事業年度から適用するようにいたします。この税率の軽減によりまして、28年度ベースの法人町民税の法人税割額から算出しますとおよそ1,800万円の減収となりますが、この改正は法人課税の地方偏在を是正するものであります。この町税の3.7%の軽減にあわせ、県税である法人県民税の税率も3.2%から1%へ2.2%軽減されます。あわせて5.9%軽減されますが、国税である地方法人税の税率が4.4%から10.3%、つまり同率の5.9%の増となります。税を負担する法人におきましては、税負担の総額は変更ありませんが、国税であります地方法人税は、全額は地方交付税の財源となっております。ですから、交付税を通じて、その分が再配分されることとなります。大都市等では、直接収入となる法人住民税は軽減され、交付税が交付されないで、その分だけ減収となりますが、本町のような交付税の交付団体に

おきましては、理論上は減収以上の額が交付税配分されることが見込まれております。

次に、同じページの下段でございますが、固定資産税の納税義務者について第 54 条改正で第 7 項の追加を行います。条文は、議案記載のとおりですが、その内容を簡単に説明させていただきます。

これは、ショッピングモールのテナント入居型の建物所有者と入居テナント経営者との負担区分を明確にするものです。家屋に附帯する特定附帯設備の定義を行い、建物においては、内装等の申告課税を行わず、その分だけ軽減する反面、入居テナント者においては、その内装等を含め全てを償却資産にて申告課税を行うこととなります。

本町の場合、これに該当させているものは、現在ありませんが、県の指導により規定を追加し、事前に対応を図るものでございます。

次に、議案 44 ページ、本条附則第 7 条の 3 の 2 の改正でございますが、個人住民税における住宅借入金の税額控除の適用期限を平成 41 年から平成 43 年分まで延期しようとするものであります。いわゆる住宅ローン減税でございますが、10 年間の軽減適用税率がありますので、43 年までとなっておりますが、その適用させる家屋等の入居初年度につきましては、現状の 31 年から平成 33 年までの期間延長であります。

これは、平成 21 年度の税制改正において、国税から地方への税源移譲により、所得税で控除し切れなかった住宅ローン減税分を住民税から行う制度で、所得税法の改正にあわせ、その適用期限を延長させるものでございます。

次の変更事項になりますが、軽自動車税に係る変更です。

これは、平成 28 年 4 月に専決にて改正いたしました小豆島町税条例の一部を改正する条例（平成 28 年小豆島町条例第 17 号）の一部を改正するものであります。消費税の改正にあわせて、軽自動車税を改正するものであります。さきの一部改正にて改正したものを再度その一部を改正するものとなります。条例等の法制執務表の本文であります改め文方式では、改正文を削ることと定義されており、また次に条文を加える方式となっております。本町の議案のように対照表方式をとった場合、もとに戻す改正表を表記し、再度改正する表を追加することにいたしまして、あわせて一部条文の整備を行わせていただきました。

内容的には、議案 44 ページの中段第 1 から 57 ページ半ばまでにおきまして、本来は改正文を主に削ることと該当しておりますが、改正してしまっている条例本文を現状の条文に戻す対照表となっております。そして、57 ページ中段の第 2 から 69 ページ本改正附則の前までにつきましては、本来は改正文を加えることに該当し、再度前回同様の改正を行

う対照表となっております。軽自動車税に係る改正につきまして、一旦もとに戻し、再度同じ同様の改正を行うなど冗長な表現となっております。

個々の条文説明につきましては、昨年6月に行ったものと同様であります。ですから、説明を簡略させていただき、軽自動車税の改正の概要説明に返させていただきたいと思っております。

まず、現状の軽自動車税を含む車両等に係る税制ですが、車両の取得時に一度だけ県税である自動車取得税により自動車、軽自動車とも県が徴収し、その一部を自動車取得税交付金により市町に配分されております。また、車両等を所有するというので、自動車は県税にて、軽自動車税は市町村で賦課しております。それによりまして、消費税の改正にあわせ、県税の自動車取得税は廃止されることになりました。その自動車税の廃止に係る減収及び交付金の減を補填するため、経常的な財源として、現状の自動車税、軽自動車税を自動車税種別割、軽自動車税種別割と変更し、取得時に一度だけ自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割を創設し賦課することといたしまして、自動車税、軽自動車税の税率改正を行うことといたしております。

町税である軽自動車税環境性能割は、当分の間、県が町にかわりまして徴収事務を行いますが、その事務費といたしまして、町は徴収金の一定割合を徴収取扱費として県に負担します。

それぞれの税率につきましては、地方税法に定める税率により、環境性能割は取得価格により、種別割は車両の種類及び排気量に賦課しますが、排出ガス性能、燃費性能を基準にして、税率の軽課、軽く課税することも規定されております。軽課する基準は、2年に一度見直しを行う旨の規定がされております。ですから、施行までには、もう一度改正が出る可能性があります。

そして、これらの軽自動車税に係る改正ですが、平成29年1月1日から平成31年10月1日に延期するものであります。

議案の56ページ、第1の枠内における最後の附則第1条第2号の改正により、軽自動車税の改正規定が削られ、議案集の69ページ、第2の枠内における一部改正条例で附則第1条第4号及び第4条の追加により、改正施行文を平成31年10月1日として行い、経過措置をなお従前の例としております。以上、概要を説明させていただきましたように、軽自動車税の賦課課税等が適切に行われるよう第1条、第2条の一部改正条例の改正を行うものでございます。

最後になりますが、議案69ページの本改正条例の附則です。

施行日を公布の日からとし、法人町民税の税率改正の適用を消費税の改正にあわせた平成 31 年 10 月 1 日とし、経過措置も同じく従前の例といたします。以上、簡単に説明させていただきましたが、小豆島町税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 14、議案第 10 号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 10 号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、第 1 号被保険者の保険料軽減を継続して実施しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 議案第 10 号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 71 ページをお願いいたします。

先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおり、今回の条例改正は、低所得者に対する保険料の軽減を平成 29 年度も引き続き行おうとするものでございます。低所得者に対する保険料の軽減につきましては、当初消費税引き上げに伴う財源により、2 段階に分けて実施することとしておりました。しかし、消費税の引き上げが延期されましたことに伴い、軽減対象の拡大についても延期されることとなりました。そのため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

第 2 条、保険料額でございます。第 2 項中、下線でお示ししていますように平成 28 年度を平成 29 年度に改正し、第 1 段階の保険料を平成 29 年度も 2 万 5,920 円とするものでございます。

附則として、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 15、議案第 11 号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 11 号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 議案第 11 号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 72 ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、厚生労働省令改正に伴い、利用定員 18 名以下の通所介護と 9 名以下の療養通所介護が地域密着型サービスに移行されました。そのため、これらのサービスを町の条例の対象としようとするものでございます。

小豆島町における地域密着型サービスの基準等については、国の基準を標準としつつ、本町の実情を考慮して定めております。今回、新たに対象となったサービスにつきましても、同様に取り扱おうとするものでございます。

そのため、新旧対照表にありますとおり、別表第 2（第 2 条関係）第 2 欄に第 36 条第 2 項地域密着型通所介護、第 40 条の 15 第 2 項療養通所介護を追加するものでございます。なお、これは、書類の保存期間を 5 年間とするものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 16、議案第 12 号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 12 号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第 12 号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の 74 ページをお願いいたします。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますけれども、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で 19 の辺地に区分しておるところでございます。平成 25 年 2 月議会で 19 辺地のうち 8 つの辺地を翌 26 年 2 月議会で 1 辺地、28 年 2 月議会で 1 辺地と、これまでに延べ 10 の辺地総合整備計画のご承認をいただいております。

本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、草壁辺地及び三都辺地において事業の追加となりましたことから、計画変更の必要が生じたものでございます。

議案集の 78 ページをお願いをしたいと思います。

草壁辺地の計画変更でございます。

ページ中段の 2、公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、ご存じのように寒霞溪については、日本 3 大溪谷美の一つとして、四季それぞれに織りなす絶景に地域の住民のみならず、国内外から毎年多くの観光客が訪れております小豆島が誇る景勝地でございます。しかしながら、NTT の光回線が麓の紅雲亭までしか通っておらず、山頂の通信環境は、現在、低速の ISDN 回線となっております。近年のスマートフォン等の普及によりインターネットによる情報収集が主となっている現状におきましては、地域内の情報格差が生じている状況でございます。そこで、79 ページにございますように、この情報格差是正のために、全体事業費 700 万円のうち、国費を除いた辺地対策事業債部分 350 万円を活用して、紅雲亭と寒霞溪の山頂の間に長距離無線 LAN 等を整備しようとするものでございます。

観光客はもとより、地域住民が防災情報や観光情報等を容易に取得することができる情報通信環境を構築することによりまして、国内外に向けた小豆島の魅力発信と地域住民や来訪者の安全確保を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、81 ページのほうをご覧いただきたいと思っております。



三都辺地の計画変更でございます。

ページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、三都辺地におきましては、企業誘致の関係によりまして、地域住民の交流の場として利用しております三都公民館を移転する必要がありますことから、昨年12月議会において、施設建設工事等に係る補正予算を計上し、ご議決をいただいているところでございます。平成28年から29年度にかけて、全体事業費1億9,647万6千円のうち、辺地対策事業債1億7,260万円を活用いたしまして、新たに公民館を整備することで、交流の場の確保を図っていかうとするものでございます。

なお、本議案につきましては、交付税措置として、元利償還金の80%が基準財政需要額に算入される有利な辺地債の適用を受けることが主目的の計画変更でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。以上です。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第17、議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算から日程第24、議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成29年度一般会計、特別会計、当初予算書及び説明書並びに各企業会計予算書の最初に添付しています。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は98億1,200万円で、対前年度比で6億5,700万円の減額となっております。予算の内容につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第14号から議案第18号で提案しています特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計22億6,708万9千円、後期高齢者医療事業特別会計2億8,480万3千円、介護保険事業特別会計20億4,718万7千円、介護サービス事業特別会計7,630万6千円、介護予防支援事業特別会計620万円となっており、議案第19号及び議案第20号で提案しています公営企業予算のうち、それぞれの収益的収支につきましては、水道事業会計で事業収益5億6,669万8千円、事業費用5億6,639万1千円、介護老人保健施設事業会計では事業収益9億1,194万円、事業費用8億2,929万円となっております。

特別会計、公営企業会計予算につきましても、それぞれ担当課長から順次説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 日程第17、議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算の内

容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 13 号平成 29 年度小豆島町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊配付の当初予算書の 1 ページをお開きいたします。

まず第 1 条は、歳入歳出予算の総額を定めるものでございます。歳入歳出それぞれ 98 億 1,200 万円としております。町長から申し上げましたように、前年度比較では 6 億 5,700 万円、6.3%の減でございます。

第 2 条は、債務負担行為の規定でございます。6 ページ上段の第 2 表債務負担行為のよ  
うに事項、期間、限度額をそれぞれ定めたものでございます。

第 3 条は、地方債の規定でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を 6 ページの第 3 表地方債のように定めるものでございます。

第 4 条は、一時借入金の規定でございます。一時借入金の借り入れの最高額を例年同様 5 億円と定めるものでございます。

第 5 条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。各項に計上した給料、職員手当等共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができることを定めたものでございます。こちらも例年同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げますけれども、当初予算につきましては例年と同様、各常任委員会において詳しいご審議がなされると思いますので、本日は予算書にあわせて配付させていただいております別冊資料、こちらによりまして概要をご説明させていただきたいと思っております。

別冊資料の 2 ページをお願いいたします。

平成 29 年度一般会計歳入予算総括表でございます。

まず、歳入予算でございます。

1 款町税は 14 億 7,432 万 5 千円で、対前年度比較で 865 万 6 千円、0.6%の減でございます。町民税につきましては、所得の変動等による個人分の減収が見込まれておりまして、町民税全体としては 174 万円のわずかな減でございます。固定資産税につきましては、家屋や償却資産分の伸びが見込める一方で、土地の評価がえ等の影響で土地の分が減少となりますため、固定資産税全体で 89 万 5 千円、0.1%の減を見込んだところでございます。また、町たばこ税は、販売本数の減が見込まれておりまして 588 万 2 千円、5.5%の減を見込んでおります。以上のようなことから、町税全体としては 865 万 6 千円、0.6%の減収を見込んだところでございます。

2 款地方譲与税から 9 款地方特例交付金につきましては、平成 28 年度の実績見込み等を勘案して計上した結果、地方譲与税で 160 万円の増、利子割交付金で 244 万円の減、配当割交付金で 630 万円の減、株式等譲渡所得割交付金で 220 万円の増、地方消費税交付金で 1,500 万円の増、ゴルフ場利用税交付金で 20 万円の増、自動車取得税交付金で 370 万円の増、地方特例交付金で 1 万 2 千円の増をそれぞれ見込んだところでございます。

次に、10 款地方交付税は 36 億 5 千万円を計上しておりまして、前年度比で 5 千万円、1.4%の増といたしております。普通交付税につきましては、国の地方財政計画では、地方交付税額が出口ベースで 2.2%の減となっていることに加えまして、合併特例の段階的縮小の影響が見込まれるところでございますけれども、前年度の実績見込み、こちらが 34 億円半ばになっております。こうしたことや公債費算入額の増を見込みまして、対前年度 5 千万円増の 32 億 5 千万円を計上したところでございます。特別交付税につきましては、前年度と同額の 4 億円を計上いたしております。

11 款交通安全対策特別交付金は、実績見込みによりまして、対前年度 20 万円減の 200 万円を計上いたしたところでございます。

12 款分担金及び負担金は、対前年度 2,652 万 5 千円、37.6%減の 4,393 万 8 千円でございます。これは、1 項分担金で事業完了によりまして、草壁の松山地区急傾斜地崩壊防止対策事業分担金、こちらが 300 万円の減となったこと、また 2 項負担金で草壁保育園の認定こども園化に伴いまして、従来は町が徴収しておりました保育料を施設側で徴収することとなりましたので、こちらで 2,482 万 2 千円の減となったことが主な要因でございます。

13 款使用料及び手数料は 1 億 9,759 万 9 千円、前年度比で 871 万 2 千円、4.2%の減でございます。こちらは、指定ごみ袋販売手数料が販売枚数の減により 330 万 2 千円の減、浄化槽汚泥処理手数料が処理量の減見込みによりまして 250 万 7 千円の減となったことが主な要因でございます。

14 款国庫支出金は 6 億 7,900 万 9 千円、前年度に比べ 998 万 8 千円、1.4%の減でございます。こちらは、各種補助事業等の増減により変動いたしますが、減となった最も大きな要因は馬木避難場所等整備事業が 4,319 万円の減となったことでございます。

15 款県支出金は 5 億 1,345 万 5 千円で、前年度比 6,705 万 4 千円、11.6%の減でございます。こちらにも各種補助事業等の増減により変動いたしますが、減となった大きな要因は診療所や小規模老健の整備などの事業終了によりまして、地域医療介護総合確保補助金が 4,830 万 8 千円の減、特別養護老人ホームの整備に対する老人福祉施設等整備補助金が 4 千万円の減となったことでございます。

16 款財産収入は 4,482 万 9 千円で、前年度比 1 億 1,093 万 6 千円、71.2%の大幅減でございます。これは、2 項財産売払収入において、プレミアム商品券の売払収入が 1 億円の減となったことが主な要因でございます。

17 款寄付金は 1 億 2,071 万 1 千円で、対前年度 1,900 万円、18.7%の増でございます。こちらは、ふるさと納税寄付金の増を見込んだことが主な要因でございます。

18 款繰入金は 12 億 6,765 万 3 千円でございます。対前年度比 5 億 8,065 万 2 千円、84.5%の大幅増でございます。こちらは、内海病院跡地に小規模老健と特別養護老人ホームを開設し、現在の老健うちのみを庁舎に転用することに伴いまして、現在の老健うちのみから一般会計が承継する残債を繰上償還することなどから、減債基金繰入金が 4 億 153 万 7 千円の増となったこと、また老健うちのみを庁舎に改修する財源として庁舎整備基金繰入金が 1 億 5,265 万円の増となったことが主な要因でございます。

19 款繰越金 3 千万円は、前年同額でございます。

20 款諸収入は 2 億 1,977 万 1 千円、前年度比 2 億 7,255 万 8 千円、55.4%の大幅減でございます。こちらは、5 項雑入におきまして、病院事業会計の廃止に伴いまして、2 カ月遅れで入ってくる診療報酬など旧内海病院の未収金の受け入れが 2 億 6,082 万 4 千円の減となったことが主な要因でございます。

歳入の最後でございます 21 款町債は 11 億 7,100 万円、前年度比で 8 億 1,600 万円、41.1%の大幅減でございます。こちらは、地方債を財源とした各種事業の増減による変動ですが、特に大きなものとしたしましては、内海病院跡地や老健うちのみ跡地の活用による福祉施設や庁舎整備に係る合併特例債が 4 億 3,960 万円の減、認定こども園整備事業に係る過疎対策事業債、これは昨年度の当初で計上されておきまして、事業自体は延期になっておりますが、こちらが 5 億 6 千万円の減となったことが主な要因でございます。

なお、ほかの地方債につきましても、全て有利な地方債すなわち合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債のいずれかを活用することとしております。以上、歳入合計は 98 億 1,200 万円でございます。

少し資料のほう飛びますけれども、14 ページをお願いいたします。

一般会計歳出性質別分類表でございます。

歳出につきましては、性質別分類で増減額が 1 千万円を超えるもののみ主な増減理由をご説明させていただきます。

まず、1 行目の人件費でございます。

対前年度 3,345 万 8 千円、2.2%の減でございます。こちらは、退職者の減などによりま

して、退職手当組合負担金が 2,267 万 2 千円の減、共済負担率の変更等によりまして、正規職員の共済費が 1,378 万円の減となったことが主な要因でございます。

次に、上から 2 行目の物件費でございます。

対前年度で 2,563 万 9 千円、1.7%の減でございます。こちらは、次期最終処分場の基本設計や環境アセスなどが 1 億 494 万 1 千円の増、固定資産税評価システム構築業務委託が 1,620 万円の増となった一方で、旧内海病院の精算事業が 1 億 1,811 万 7 千円の減、瀬戸内国際芸術祭の運営費等が 5,580 万 5 千円の減となったことが主な減の要因でございます。

次に、上から 4 行目から 7 行目の普通建設事業費でございます。

これにつきましても、補助事業で 7,024 万 8 千円、13.5%の減、単独事業で 7 億 4,986 万 2 千円、37.6%の減となっております。補助事業が 7,024 万 8 千円の減となっておりますが、こちらは雇用促進住宅購入事業が 3,764 万円の皆増、馬木ポンプ場電気設備の長寿命化事業が 6,160 万円の増となった一方で、馬木地区緊急避難場所整備事業が 8,638 万円の皆減、庁舎整備事業が 6,990 万円の減、二生公民館耐震改修事業が 4,002 万 1 千円の皆減となったことなどが減の主な要因となっております。単独事業につきましては、議案第 12 号で辺地総合整備計画の変更をお願いしておりますとおり、三都公民館建設事業が 1 億 7,262 万円の皆増となった一方、認定こども園整備事業が 5 億 6,063 万 8 千円の皆減、庁舎整備事業が 3 億 896 万 6 千円の減となったことが主な要因でございます。

なお、県営事業につきましても、県営農村地域防災減災事業吉野じよぼ谷池の整備でございますけれども、こちらが 551 万円の減となったことなどから、585 万円、対前年度 9.9%の減となっております。7 行目の普通建設事業トータル、こちらを見ていただきましても 8 億 2,596 万円、率にして 32.1%の減でございます。

次に、2 行飛びまして補助費等につきましても対前年度 8,579 万 4 千円、5.8%の減となっております。こちらは、介護保険施設事業会計負担金が 6,508 万 4 千円の皆増となった一方で、プレミアム商品券発行事業が 1 億 1 千万円の皆減、離島活性化交付金を活用した醤油、佃煮の海上輸送費補助が 5 千万円の皆減となったことなどが主な要因でございます。

次に、1 行飛びまして、投資及び出資金です。

こちらは、昨年 4 月に開院した小豆島中央病院の開院当初 2 カ月の運営費として、2 町で昨年度は 3 億円を出資いたしました。来年度は 2 町で 6 千万円を見込んでおりますことから、小豆島町の出資額ベースで 1 億 2,324 万 6 千円、80.1%の大幅な減となったものでございます。

次に、積立金でございます。

4,722 万円、64.7%の増でございます。こちらの主な要因は、基金造成に充てることが認められております合併特例債の枠を使い切っておりませんでしたので、今回、残っていた枠分 4,547 万 4 千円を積み立てることとしたものでございます。なお、この 95%に相当する 4,320 万円は、合併特例債を借り入れまして、今後の元利償還金の 70%は普通交付税措置ということになっております。

次に、公債費ですが、3 億 4,020 万 1 千円、27.5%の増でございます。こちらは、現在の老健うちのみの廃止及び庁舎転用に伴いまして、老健うちのみの残債を一般会計が承継いたしますけれども、この残債 3 億 5,953 万 7 千円については、交付税措置もなく、この際、減債基金を活用して、繰上償還を行うこととしたことによるものでございます。

次に、繰出金でございます。

5,375 万 1 千円、6.6%の増でございます。こちらは、後期高齢者医療連合への繰出金が医療給付費の減少見込みによりまして、2,500 万 8 千円の減となった一方で、国保会計への繰り出しが 5,861 万 4 千円の増、介護保険事業特別会計への繰出金が給付費の増加見込みによりまして、1,911 万 7 千円の増となったことが主な要因でございます。なお、国保会計につきましては、今年度は 6,700 万円余りの財政調整基金の繰り入れを見込んでおりましたが、この国保の財政調整基金の枯渇により来年度は見込めないことから、一般会計からの繰り出しが増加したところでございます。以上、申し上げましたような増減理由によりまして、歳出総額は 98 億 1,200 万円となっております。以上、簡単ですが、議案第 13 号平成 29 年度小豆島町一般会計予算についての説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 18、議案第 14 号平成 29 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第 14 号平成 29 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 7 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 6,708 万 9 千円と定めるものでございます。

第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項による一時借入金の借り入れの最高額を 1 億円に定めるものでございます。

第 3 条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

176 ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1 款国民健康保険税でございますが、国保の被保険者数は年々減少しており、29 年度も減少する見込みでありますことから、保険税は前年度より 979 万 8 千円減の 2 億 9,178 万 4 千円を計上しております。

178 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料は、督促手数料として、前年度と同額の 8 万円を計上しております。

3 款 1 項国庫負担金は、療養給付費、高額医療費共同事業、特定健康診査の実施に係る国の負担金として 3 億 5,487 万 3 千円を、また 2 項国庫補助金には、財政調整交付金 2 億 312 万 1 千円を計上しております。

4 款 1 項県負担金につきましては、高額医療費共同事業負担金を計上、また 2 項県補助金には、財政調整交付金 9,850 万 4 千円を計上しております。

5 款療養給付費交付金は退職被保険者等の給付費として交付されるもので 5,163 万 5 千円を、また 6 款前期高齢者交付金は被保険者に占める前期高齢者の比率が高い国保の負担を軽減するために交付されるもので 6 億 8,008 万 7 千円を計上しております。

続いて、180 ページをご覧ください。

7 款共同事業交付金は、高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響を緩和するため、県内の保険者からの拠出金を財源として費用負担を調整するもので 2 億 8,176 万 5 千円を計上しております。

8 款財産収入につきましては、財政調整基金の利子を名目予算として 1 千円計上しております。

9 款繰入金でございます。1 項 1 目の一般会計繰入金は 2 億 8,592 万 9 千円を計上、前年度比 5,861 万 4 千円の増としております。1 節の保険基盤安定繰入金から 5 節の財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰り入れでございます。法定外繰り入れとなります 6 節の収支不足繰入金は、保険料不足のため、1 億 2,965 万円を計上しております。また、2 項基金繰入金につきましては、平成 28 年度で基金を全て充当する予定であるため、名目予算の 1 千円を計上しております。

10 款繰越金から 11 款諸収入につきましては、例年と同様としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

184 ページをご覧ください。

1 款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、国保運営協議会等で 1,137 万 1 千円を計上しております。前年とほぼ変わりはありません。

次に、2 款保険給付費でございます。平成 29 年度は 15 億 3,606 万 5 千円を見込んでおり、前年度と比べ 3,781 万 6 千円の減となっております。ここ数年、医療費の増減がある程度落ちついてきておりますことから、過去の医療費の動向から判断し、減額を見込んでおります。

続きまして、188 ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等は 2 億 3,326 万 9 千円でございます。これは、後期高齢者医療に係る費用の一部を国民健康保険から支援するものでございます。実績から、前年度と比べ 32 万 7 千円の減を見込んでおります。

4 款前期高齢者納付金等、また 5 款老人保健拠出金は、前年度と大きな変化はございません。

190 ページをご覧ください。

6 款介護納付金は 9,585 万 7 千円を計上しております。これは、国民健康保険被保険者のうち 40 歳から 64 歳の介護保険第 2 号被保険者数が減少したことから、前年度と比べ 334 万 9 千円の減としております。

7 款共同事業拠出金は、市町村国保保険料の標準化、財政の安定化を図るため、高額な医療費について県内の国保から拠出金を財源として費用負担を調整するものでございます。29 年度は、給付の実績から 3 億 737 万円を計上しております。

8 款保健事業費は 7,224 万 3 千円を計上し、特定健康診査や医療費適正化事業、健康づくり事業及び医療費の分析調査事業を実施することとしております。

192 ページの 9 款基金積立金及び 194 ページの 10 款公債費、11 諸支出金は、例年と大きな変化はございません。

なお、11 款 3 項 1 目の直営診療施設勘定繰出金 637 万 1 千円につきましては、これまで内海病院で実施しておりました保健事業を小豆島中央病院において実施することとして計上しております。

196 ページをお願いします。

12 款予備費は 300 万円を計上しております。以上、歳出合計は対前年度 1 千万 4 千円減の 22 億 6,708 万 9 千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。



○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は13時。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第15号平成29年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第15号平成29年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の11ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,480万3千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明させていただきます。

予算書204ページをご覧ください。

初めに、歳入でございまして。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度と比べて234万5千円増の2億499万9千円を計上しております。

2款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料として、前年度と同額を計上しております。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金は、広域連合の事務経費として共通経費繰入金1,126万7千円を徴収費など、町の事務経費として総務費繰入金369万9千円を計上しております。

また、2目に保険基盤安定繰入金として、県の補助を受け、低所得者の保険料軽減のため、6,431万円を計上しております。

4款繰越金は名目計上、5款諸収入は前年度と同額としております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。

206ページをご覧ください。

1款総務費は、事業の管理及び徴収に係る経費で、前年度に比べまして28万2千円減の362万7千円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億8,057万6千円を計上しております。これは、保険料と共通経費、保険基盤安定繰入金を合わせたもので、保険料の改定により前年度より365万5千円の増となっております。

3款諸支出金は昨年度と同額の55万円、また4款予備費も昨年度と同額の5万円としております。以上、歳出合計額は前年度比337万3千円増の2億8,480万3千円となっております。以上で簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第20、議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の14ページをお開き願います。

第1条第1項は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,718万7千円と定めようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

第2条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

それでは、予算内容につきましては予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の213ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款保険料は第1号被保険者に係る保険料です。保険料の月額基準額は4,800円、保険料の設定は9段階の設定としております。これに基づき算出した保険料収入は3億4,060万2千円となっております。

2款使用料及び手数料は、納付証明等手数料、督促手数料として、前年度と同額の4万1千円を計上しております。

3款国庫支出金は、保険給付費に対する負担金、調整交付金、総合事業調整交付金、地域支援事業交付金と介護保険システム改修に係る補助金を計上しております。内海病院跡の特別養護老人ホーム、坂手の小規模多機能型施設の整備など、保険給付費が増加すると見込まれることから、国庫支出金は前年度から3,109万8千円増の5億986万1千円を見込んでおります。

4款支払基金交付金、5款県支出金も同様に交付額は増加し、支払基金交付金については5億5,291万1千円を、県支出金については2億9,874万4千円を見込んでおります。

次のページ、215ページをお願いいたします。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子として3万7千円を計上しております。

7 款繰入金でございます。1 項一般会計繰入金 2 億 9,003 万 8 千円は、介護給付費地域支援事業に対する町の負担金と事務費等繰入金のほか、4 目低所得者保険料軽減繰入金は、一般会計で国と県の負担金を受け、町の負担と合わせて繰り入れを行うものでございます。

また、2 項基金繰入金 4,855 万 6 千円は、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

8 款繰越金は、前年度繰越金を名目計上しております。

9 款諸収入につきましては、次のページ、217 ページになりますが、2 項 3 目の雑入に配食サービス、介護保険外のデイサービスやホームヘルプサービスの使用料など、639 万 1 千円を計上しております。以上、歳入合計は対前年度 1 億 4,498 万 5 千円増の 20 億 4,718 万 7 千円としております。

次に、歳出でございます。

219 ページをお願いいたします。

1 款総務費は 3,564 万 8 千円を見込んでおり、前年度に比べ 98 万 5 千円の増となっております。これは、次のページ、平成 30 年度からの第 7 期事業計画策定費の増などによるものでございます。

2 款保険給付費は 19 億 1,030 万円を見込んでおり、前年度に比べ 1 億 2 千万円の増となっております。これは、内海病院跡の特別養護老人ホーム、坂手の小規模多機能型施設等の運営開始を見込んだことによるものでございます。

なお、平成 29 年度から制度改正により、要支援者の訪問介護、通所介護サービスについて、介護予防サービスから町主体の地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業に移行されますことから、2 目 1 項予防サービス給付費は 2,300 万円の減となっております。

次のページ、223 ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費は、介護予防、健康づくりのための事業費やホームヘルプなど、日常生活支援のための事業費と地域包括支援センターの運営に係るものでございます。先ほど申し上げましたように、要支援者の訪問介護、通所介護サービスが介護予防・日常生活支援総合事業に移行されますことから、前年度に比べ 2,400 万円増の 1 億 58 万 8 千円を見込んでおります。

229 ページをお願いいたします。

4 款諸支出金は、保険料の過誤納還付金など前年度と同額の 15 万 1 千円を計上しております。

5 款予備費も前年度と同様に 50 万円を計上しております。以上、歳出合計は対前年度

1億4,498万5千円増の20億4,718万7千円としております。以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第21、議案第17号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護サービス課長。

○介護サービス課長（岡本達志君） 議案第17号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

当初予算書及び説明書の17ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,630万6千円と定めるものです。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

237ページをお願いします。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援、訪問介護の2つの事業を実施しております。

まず、歳入からご説明します。

第1款サービス収入、第1項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、訪問介護のサービス収入です。今年度の実績から対前年度比474万6千円減の5,278万4千円を見込んでおります。

第2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、制度の変更により、現行の予防給付費収入から移行するもので、要支援認定者への訪問介護のサービス収入539万5千円を見込んでおります。

第3項自己負担金収入は、サービス利用者の負担分で226万8千円を計上しております。

第2款使用料及び手数料は、介護認定に係る訪問調査手数料で、名目の1千円を計上しております。

第3款財産収入は、財政調整基金利子です。

第4款寄付金は、3つの事業にそれぞれ1千円を計上しております。

次のページをお願いします。

第5款繰入金、第1項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者負担軽減制度に対する介護保険事業特別会計からの繰入金6万7千円を計上しております。

第2項基金繰入金は、収支不足額930万5千円を財政調整基金から繰り入れるものです。

第6款繰越金は、名目の1千円を計上しております。

第7款諸収入、第1項収益事業収入は、障害者居宅介護事業に係る収入で、対前年度比

60万2千円増の643万6千円を計上しております。

第2項雑入は、3つの事業にそれぞれ1千円を計上しております。

次に、歳出の説明になります。

241ページをお願いします。

第1款サービス事業費、第1項居宅介護支援事業費は、人件費の1名増により、対前年度比963万1千円増の4千万2千円を計上しております。

第2項訪問介護サービス事業費ですが、第1目うちのみ訪問介護事業費は、嘱託ヘルパーの減によりまして、対前年度比348万5千円減の1,999万5千円を計上しております。

次のページ、243ページをお願いします。

第2目いけだ訪問介護事業費につきましても、嘱託ヘルパーの減によりまして、対前年度比165万6千円減の1,626万2千円を計上しております。

次のページ、245ページをお願いいたします。

第2款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものであります。以上、歳出合計は前年度と比較して448万9千円増の7,630万6千円となっております。以上で議案第17号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第22、議案第18号平成29年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 議案第18号平成29年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の20ページをお開き願います。

第1条第1項は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ620万円と定めようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

それでは、予算内容につきましては予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の253ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

第1款サービス収入は要支援者に対する介護予防サービス計画作成に対する介護報酬で、692万3千円を見込んでおり、前年度と比較して159万9千円の減となっております。これは、要支援者の訪問介護、通所介護サービスについて、介護予防サービスから町の地域

支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業に移行されますことから、計画件数の減少を見込んだことによるものでございます。

2 款寄付金、3 款繰入金は名目計上でございます。

4 款繰越金は、平成 28 年度見込み額を計上したものでございます。

5 款諸収入につきましても、名目計上でございます。

次に、歳出でございます。

次のページ、255 ページをお願いいたします。

第 1 款サービス事業費は、人件費と事業の運営に係る経費でございます。2 節給料から 4 節共済費までと 19 節負担金補助及び交付金は、介護予防サービス計画の作成に係る職員の人件費でございます。9 節旅費から 14 節使用料及び賃借料、27 節公課費は、事務費と電算システム、公用車の維持管理に要する経費でございます。職員の異動により人件費は減となっております。

済みません。歳入の訂正をさせていただきます。1 款介護予防サービス計画作成に係る金額ですが、592 万 3 千円と訂正させていただきます。以上、歳入歳出合計は、それぞれ対前年度 190 万円減の 620 万円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 23、議案第 19 号平成 29 年度小豆島町水道事業会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 19 号平成 29 年度小豆島町水道事業会計予算につきましては、別冊予算書の 1 ページから 3 ページでご説明をいたします。

上水道事業につきましては、岩谷簡易水道と当浜簡易水道、福田簡易水道、吉田簡易水道、中山簡易水道が平成 29 年度から上水道に統合しますので、これらの施設を管理運営するための予算を加えた予算編成でございます。

第 2 条では、業務の予定量を定めておりますが、給水戸数は 7,200 戸、年間の総給水量は 252 万 5,070 立方メートルの予定としており、1 日平均では 6,918 立方メートルとなります。

また、(4)の主要な建設改良事業としましては、イの原水設備工事費で 200 万円を計上しております。これは、道路改良に伴う水道管の布設がえ工事でございます。

ロの浄水設備工事で 2 億 9,050 万円を予定しておりますが、これは、内海浄水場の施設更新事業と福田と当浜浄水場の遠隔監視システムの導入費用でございます。

ハの配水設備工事の 1 億 7,470 万円につきましては、町内 15 カ所の老朽設備と老朽管

更新工事及び送水管布設工事に1億6,970万円を、特設配水管などに500万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出ですが、第1款の水道事業収益として5億6,669万8千円を予定しております。主な収益としましては、第1項の営業収益でございますが、町内での上水道の水道使用料、小豆広域からの繰入金などで5億2,122万6千円を計上しております。

第2項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事受託費、預金利息、公営企業会計制度の改正により新しく創設された非現金収入科目の長期前受け金戻入で4,547万円を予定しております。

一方、支出では、第1款の水道事業費用として5億6,639万1千円を計上しております。

主な費用としましては、第1項の営業費用として、担当職員の給与、小豆広域からの受水費、修繕費、有形無形固定資産の減価償却費などで5億704万1千円を予定しております。

第2項の営業外費用としましては、小豆広域行政事務組合の運営負担金、消費税及び地方消費税などで5,805万円を予定しております。

また、第3項では、特別損失としまして、過年度損益修正損を100万円、第4項では予備費30万円を計上しております。

次に、1ページから2ページになりますが、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として1億2,358万2千円を計上しております。内訳としましては、第1項の企業債は、内海浄水場排水処理施設設置工事の費用の50%分の9千円を計上しております。

第2項の補助金は、福田及び当浜浄水場の遠隔監視システム導入費用の国庫補助金と県費補助金として3,250万円を計上しております。

第3項の負担金は、名目予算の1千円を計上しております。

第4項の水道分担金は、給水加入分担金で108万円でございます。

第5項では、固定資産売却代金として1千円の名目予算を計上しております。

一方、支出では、第1款の資本的支出として5億2,403万5千円を予定しております。主な内容としましては、第1項の建設改良費に4億7,359万1千円を計上しておりますが、内訳につきましては第2条でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第2項の企業債償還金につきましては、これまでに借り入れた企業債の元金分4,944万3千円でございます。

また、第3項では返還金として名目予算の1千円、第4項では予備費として100万円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第4条の2では、簡易水道事業の平成28年度の未収金と未払金の見込み額を記載しております。

第5条の企業債は、内海浄水場排水処理施設設置工事の財源の一部として、起債の限度額、方法、利率、償還の方法を定めたもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

第6条では、一時借入金 の 限度額を1千万円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合として、営業費用、営業外費用、特別損失を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費と交際費を計上しております。

最後に、第9条では、たな卸資産の購入限度額を800万円と定めております。以上で議案第19号平成29年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第24、議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（岡本達志君） 議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算についてご説明します。

別冊平成29年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

平成29年度は、新たに介護老人福祉施設を開設し、介護老人保健施設とあわせて運営するため、これら2つの事業を合わせた介護保険施設事業会計として予算を編成しております。

第2条は、業務の予定量を定めております。

1、利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が28人、通所が25人。6月からとなりますが、介護老人福祉施設入所が60人、短期入所が4人です。2の年間利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が1万1,502人、通所が4,880人。介護老人福祉施設の



入所が1万7,328人、短期入所が932人を予定しております。1日平均利用者数は、介護老人保健施設の入所、短期入所が26.6人、通所が20人。介護老人福祉施設の入所が57人、短期入所が3.2人を予定しております。4の主要な建設改良費は、設備整備費200万円を計上しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。

収入の部、第1款介護保険施設事業収益は9億1,194万円を予定しております。内訳は、第1項介護老人保健施設事業収益1億7,708万9千円、第2項介護老人保健施設事業外収益3,146万4千円、第3項介護老人福祉施設事業収益1億9,530万3千円、第4項介護老人福祉施設事業外収益3,397万5千円、第5項特別利益4億7,410万9千円を予定しております。特別利益の原因は、企業債の残債を一般会計に移管するため、会計上、利益が発生することと長期前受け金の未収益化部分を一気に収益化することによるものです。

次に、支出の部です。

第1款介護保険施設事業費用は8億2,929万円を予定しております。内訳は、第1項介護老人保健施設事業費用2億737万8千円、第2項介護老人保健施設事業外費用15万円、第3項介護老人福祉施設事業費用2億2,808万7千円、第4項介護老人福祉施設事業外費用15万円、第5項特別損失3億9,252万5千円、第6項予備費100万円を予定しております。特別損失の原因は、現在の老健施設の建物等を一般会計に無償で移管するため、多額の除却損が発生することによるものです。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。

2ページをお願いします。

収入の部、第1款資本的収入は2千円で、負担金、補助金それぞれ名目の1千円を計上しております。

支出の部、第1款資本的支出は、建設改良費の200万円を予定しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額199万8千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を3千万円と定めるものです。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費3億3,252万5千円と交際費300万円を定めるものです。

第7条は、たな卸資産の購入限度額を450万円と定めるものです。以上で議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 以上で議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までの提案理由の説明が終わりました。これらに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は明日2月28日に行います。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は明日の午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時30分